## 千葉市消費者教育研究推進校事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、千葉市消費者教育研究推進校事業(以下「本事業」という。)の実施 に関し必要な事項を定める。

(事業の目的)

第2条 本事業は、「成年年齢引下げ等を見据えた環境整備について(通知)」(平成30年7月23日付け30文科生第315号文部科学省)の趣旨を踏まえ、市民局生活文化スポーツ部消費生活センター(以下「消費生活センター」という。)が、自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者の育成及び若年者の消費者被害の防止・救済のために、消費者教育の研究を推進する学校(以下「推進校」という。)に対して活動を支援することを通じて、学校における消費者教育の充実を図ることを目的とする。

(推進校の指定校数及び指定方法)

- 第3条 推進校は、千葉市立の学校から指定する。
- 2 指定校数は1年度において原則2校とする。
- 3 消費生活センターは、教育委員会学校教育部教育改革推進課(以下「教育改革推進課」 という。)の推薦に基づき、推進校の指定を行う。

(推進校の指定期間)

第4条 推進校の指定期間は、4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。ただし 推進校及び教育改革推進課の了承のもと、1年間に限り延長することができる。

(推進校の活動内容)

第5条 推進校は、自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者の育成 及び若年者の消費者被害の防止・救済のために、各学校における教育課程及び生徒指導・ 生活指導その他の取組等を通じて実践的な消費者教育を実施する。

(研究に要する経費)

- 第6条 推進校の研究に要する経費は、1校当たり物品の調達に伴う消耗品費は5万円、外部講師派遣に伴う報償費は2万円をそれぞれ上限とする。
- 2 消費生活センターは、推進校の研究に要する経費を統括管理する。

(研究内容の決定)

- 第7条 推進校は、消費生活センターと協議し研究内容を定めるものとする。
- 2 研究内容は、将来的に市内の学校に波及できる消費者教育の課題とする。

(人的及び物的支援)

- 第8条 推進校は、消費生活センター所属職員(消費者教育コーディネーター及び消費生活 相談員を含む。)または、外部講師による授業等を実施する場合は、講師派遣依頼書(様 式第1号)により消費生活センターに派遣を依頼するものとする。
- 2 推進校は、研究に要する物品(消耗品に限る。)については、物品調達依頼書(様式第 2号)により消費生活センターに調達を依頼するものとする。
- 3 推進校は第1項及び前項の規定による依頼を行うに当たっては、第6条第1項に定め た経費の範囲内において行う。
- 4 消費生活センターは、推進校から依頼のあった物品の調達及び報償費の支出を行う。

(研究計画及び研究報告)

- 第9条 推進校は、別に定める期日までに年間の研究計画を研究計画書(様式第3号)により教育改革推進課へ提出するものとする。
- 2 推進校は、別に定める期日までに、その研究成果を研究報告書(様式第4号)により教育改革推進課へ提出するものとする。
- 3 教育改革推進課は、推進校から提出された研究計画書及び研究報告書を確認し、消費生活センターへ送付するものとする。

(研究報告に関する情報提供)

第10条 消費生活センターは千葉市立の学校へ研究報告書を送付し、情報提供を行う。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。